

給食費負担軽減交付金交付要綱

(通則)

第 1 条 給食費負担軽減交付金（以下「交付金」という。）の取扱いについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第 2 条 この交付金は、都道府県が公立の小学校、義務教育学校前期課程及び特別支援学校小学部（以下「小学校等」という。）の設置者として学校給食費の負担軽減等を行う事業並びに域内の市町村が小学校等の設置者として学校給食費の負担軽減等を行う事業を実施するために必要となる経費を都道府県が交付する事業（以下、本要綱本文中においてこれらを総称して単に「事業」という。）を実施するために必要となる経費の一部を、国から都道府県に対して交付することにより、もって学校給食費の負担軽減を通じた子育て支援に取り組む地方公共団体への支援を行い、子育て世帯への支援の強化に資することを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において「学校給食」とは、学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第 3 条第 1 項に定める「学校給食」をいい、「学校給食費」とは、同法第 11 条第 2 項に定める「学校給食費」をいう。

(交付の対象)

第 4 条 文部科学大臣（以下「大臣」という。）は、事業を実施するために必要な経費のうち、交付の対象として大臣が認める経費（以下「交付対象経費」という。）について、予算の範囲内で交付金を交付する。

2 事業の内容、交付対象経費及び交付金の額は別表のとおりとする。

(交付の申請)

第 5 条 交付金の交付の申請をしようとするときは、交付申請書（別紙様式第 1）を大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

第 6 条 大臣は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付金の交付の決定をしたときは、交付決定通知書（別紙様式第 2）により速やかにその決定の内容及びこれに条件を附した場合にはその条件を交付の申請をした者に通知するものとする。

2 交付の申請が文部科学省に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30 日とする。

(申請の取下げ)

第 7 条 前条第 1 項の通知を受けた者は、交付金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、申請の取下げをすることができる。

2 前項の取下げをしようとするときは、大臣が別に定める期日までに交付申請取下げ書を提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 事業を実施する都道府県（以下「交付金事業者」という。）は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

(事業の変更)

第9条 交付金事業者が、事業の内容及び経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更交付申請書（別紙様式第3）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。ただし、事業の目的を変えないで、交付金の交付決定額に影響を及ぼすことなく、目的の達成をより効率的にする軽微な変更についてはこの限りではない。

2 大臣は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を附すことがある。

(事業の中止又は廃止)

第10条 交付金事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに中止（廃止）承認申請書（別紙様式第4）を大臣に提出し、その承認を得なければならない。

(事業遅延の届出)

第11条 交付金事業者は、事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅延届（別紙様式第5）を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第12条 大臣は必要があると認めるときは、交付金事業者に対し、事業の状況に関する報告を求め、又はその状況を調査することができる。

(実績報告書)

第13条 交付金事業者は、事業が完了した場合又は事業の廃止の承認があった場合には、事業の完了した日若しくは事業の廃止の承認があった日から1か月を経過した日又はその翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書（別紙様式第6）を大臣に提出しなければならない。

2 交付金事業者は、交付金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、交付金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、前項に準ずる実績報告書を大臣に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、実績報告書の提出期限について大臣の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

4 第2項に規定する実績報告書には、翌会計年度に行う事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

(交付金の額の確定)

第14条 大臣は、前条第1項（同条第2項において準ずる場合を含む。）の規定による実績報告書の提出を受けた場合において、その実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定し、交付金事業者に通知するものとする。

2 大臣は、交付金事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずるものとする。

3 前項の交付金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第15条 交付金の支払は、原則として第14条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払することができる。

2 交付金事業者は、前項により交付金の支払を受けようとするときは交付金支払請求書を官署支出官都道府県会計管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第16条 大臣は、第10条の事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号の一に該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 交付金事業者が、法令、本要綱、交付金の交付の決定の内容若しくはこれに附した条件又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 交付金事業者が、交付金を事業以外の用途に使用した場合

(3) 交付金事業者が、事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 前項の規定により第6条第1項の交付の決定の取消しを行なった場合において、既に当該取消しに係る部分に対する交付金が交付されているときは、大臣は交付した交付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、第1項第1号から第3号までの理由により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく交付金の返還については、第14条第3項の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17条 交付金事業者は、事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 大臣は、交付金事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることができる。

3 大臣は、間接交付金事業者が取得財産等を処分することにより、得た収入の全部又は一部について交付金事業者に納付があった場合は、その納付額について国に納付させることができる。

(財産処分の制限)

第18条 取得財産等のうち施行令第13条第4号の規定により、大臣が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、大臣が別に定める期間とする。

3 交付金事業者は、前項により定められた期間中において、処分を制限された取得財産等を交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供しようとするときは、財産処分申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 交付金事業者は、間接交付金事業者から財産の処分を制限された取得財産等を交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供することに係る承認の申請を受けたときは、前項に規定する財産処分申請書を大臣に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

5 前条第2項及び第3項の規定は、第3項及び第4項の承認をする場合に準用する。

(交付金の経理)

第19条 交付金事業者は、事業の経理について、事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(交付金調書)

第20条 交付金事業者は、当該事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書（別紙様式第7）を作成しておかなければならない。

(間接交付金交付の際附すべき条件)

第21条 交付金事業者は、間接交付金事業者に交付金を交付するときは、第7条から第20条（第14条第1項及び第15条第1項を除く。）の規定に準ずる条件を附さなければならない。

(電磁的方法による提出)

第22条 交付金事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他文部科学省に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第23条 大臣は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、交付金事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、大臣は交付金事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第24条 前条までに定めるもののほか、交付金の取扱いに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は令和8年3月24日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

給食費負担軽減交付金実施要領

1 通則

給食費負担軽減交付金交付要綱(令和8年3月24日 文部科学大臣決定。以下「要綱」という。)第24条の規定に基づき、給食費負担軽減交付金(以下「交付金」という。)に係る交付の実施について必要な事項を本実施要領で定めるものとする。

2 実施の主体

給食費負担軽減事業(要綱別表の事業の内容欄に規定する給食費負担軽減事業をいう。以下同じ。)の実施主体は都道府県とする。なお、都道府県において、要綱別表の給食費負担軽減事業に係る交付金の額欄に規定する額と同額を負担することを実施の前提とする。

3 交付対象経費

(1) 交付対象経費の取扱い

給食費負担軽減事業に係る交付対象経費は、要綱別表に規定のとおりとする。ただし、学校給食費の抜本的負担軽減に直接関わらないものは対象としない。なお、取扱いに際しては、本事業に係る経費と国による他の事業や都道府県が持つ他の事業の経費を明確に区分して経理すること。

(2) 交付金の上限額

給食費負担軽減事業に係る交付金の上限額は、以下のとおりとする。

小学校等における当該年度の在籍児童数× 以下に示す基準額の範囲内で各都道府県が申請する額 × 11 か月 × 1/2

【基準額】

	小学校・義務教育学校前期課程	特別支援学校小学部
完全給食	5,200 円	6,200 円
補食給食	4,800 円	5,800 円
ミルク給食	1,200 円	1,200 円

(3) 交付対象経費に関する留意事項

都道府県は、上記に規定に基づくもののほか、以下に留意しなければならない。

- ① 交付対象経費の算定に当たっての「当該年度の在籍児童数」については、当該年度の5月1日の給食を実施している公立の各小学校等の在籍児童数の合計から、下記②及び③(特別支援教育就学奨励費負担金により学校給食費の全額が支援される場合(Ⅰ区分に分類される場合)に限る)の児童数を除いた人数とする。
- ② 在籍児童数の算定に当たって、生活保護法第13条に規定する教育扶助の対象者に係る児童や、学校給食法第12条第2項による要保護児童生徒援助費補助金の対象者に係る児童については、交付金の対象から除く。
- ③ 特別支援学校小学部においては、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づく特別支援教育就学奨励費負担金を優先し、同負担金による支援が基準額に満たない場合、基準額との差額を上限とする。当該奨励費負担金により学校給食費の全額が支援される場合(Ⅰ区分に分類される場合)に係る児童については、交付金の対象から除く。
- ④ 上記(2)の交付金の上限額は、学校給食に係る食材費を支援し、児童の保護者の学校給食費に係る負担軽減を図る事業(以下「食材費支援」という。)と学校給食実施校における非喫食者に対する金銭給付その他の給付を実施する事業(以下「非喫食者支援」という。)の総額に対する上限額とする。

- ⑤ 都道府県が給食費負担軽減事業として域内の各市町村に対して必要な経費を交付する場合においては、原則として上記(2)に示す基準額までは域内の各市町村に対する支援を一律に行うことが望ましい。なお、都道府県が独自の財源等により、上記(2)に示す基準額を上回る支援を行う場合、当該部分について市町村間に支援の差を設けることを妨げるものではない。

4 事業計画書の提出

交付金の交付を受けようとする都道府県は、文部科学省が指定する期日までに、事業計画書を提出するものとする。

5 実績報告書の提出

交付金の交付を受けた都道府県等は、文部科学省が指定する期日までに、積算の根拠となる証拠書類を添え、実績報告書を提出するものとする。

6 事業実施に当たっての留意事項

給食費負担軽減事業を実施するに当たっては以下に留意しなければならない。

(1) 食材費支援

- ① 上記3(3)の交付対象経費の算定に当たっての児童数の考え方については、あくまで交付金の上限額の算定に際してのものであり、実際に学校給食費の負担軽減を行うに当たっては、途中転入するなど5月1日時点で在籍していない児童についても、他の在籍児童との間で取扱いに差が生じないようにすること。
- ② 支援の対象となる給食を実施している公立の小学校等については、共同調理場等の設置形態を問わず、学校給食法施行令第1条に基づく学校給食の開設の届出を行い、学校給食法に基づき学校給食を実施している学校とすること。
- ③ 学校給食の区分についても、当該学校給食の開設の届出の内容を踏まえること。

(2) 非喫食者支援

- ① 非喫食者及びその保護者を対象とした金銭給付その他の給付を行う事業を実施する場合には、給付の目的として、やむを得ない事情により、恒常的に給食を喫食できないことについて学校給食費相当額の金銭給付又は現物給付を行うものであることを明確化するとともに、当該事業の概要、当該事業に要する費用及び交付対象経費等を記載した実施計画を策定し、大臣に提出すること。
- ② 対象者は、給食実施校における在籍児童であって、主として、やむを得ない事情により、恒常的に学校給食を喫食しない者を想定している。やむを得ない事情としては、重度のアレルギーその他の疾患、不登校、宗教上の配慮が必要である場合等が考えられること。
- ③ 本事業により支援の対象となる金銭給付等に充てることが可能な交付金の上限額については、児童一人につき、当該児童の在籍する学校における学校給食の区分に応じて、上記3(2)で各都道府県が申請する額 × 非喫食の期間月数(一月に満たない端数がある場合、切り捨て) × 1/2 を乗じた額とすること。

7 第三者への委託を行う際の留意事項

給食費負担軽減事業のうち都道府県が公立小学校等の設置者として実施するものについて、その全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合にあっても、その事業遂行に係る責は交付金事業者に帰するものとする。

8 その他

都道府県は事業に係る手続等を定め、実施するものとする。

また、都道府県は本事業の実施に当たって、市町村の意見を聴き、その意見を十分に尊重することが望ましい。



小学校給食費無償化に伴う非喫食者への支援について

岡山市では2026年度、保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を推進するため、市立小学校・義務教育学校(前期課程)の学校給食費を無償化しています。

この度の給食費の無償化に伴い、食物アレルギーや不登校などのやむを得ない事情により、継続して学校給食の全部又は一部の提供を受けることができない児童の保護者に対して、無償で学校給食を受ける児童と同様に経済的負担を軽減するため、学校給食費相当額を給付します。

1 給付対象者の要件

○食物アレルギー、宗教上理由、不登校等のやむを得ない事情により、給食の停止届を提出し、給食の全部又は一部を連続して5日以上停止している児童の保護者

※ただし、食物アレルギーにより主食の一部を継続して停止する場合(例:パンは1週間のうち1日の停止)は、一定の間隔で停止されるため、「連続して5日以上」に関わらず対象とします。

2 給付額

○日額(給食費実績額)×給食停止期間における給食実施日数

3 給付時期

○学期ごとに給付します。

・1学期分は9月、2学期分は1月、3学期分は4月に支給します。

・1、2学期分は暫定額(1食当たりの令和7年度の実績額315円で算出した額)で給付、3学期分の給付の際に、給食費の実績に応じて1年分を精算して給付します。

【問い合わせ先】

岡山市 保健体育課 矢谷・佐川 直通086-803-1595 内線3850・3854